

香川県スポーツ施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月25日

香川県知事 真鍋武紀

香川県条例第26号

香川県スポーツ施設条例の一部を改正する条例

香川県スポーツ施設条例（昭和39年香川県条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| (設置) | (設置) |
| 第1条 略 | 第1条 スポーツ施設を次のとおり設置する。 |
| 名 称 位 置 | 名 称 位 置 |
| 略 | 略 |
| 香川県立大川体育館 略 | 香川県立大川体育館 略 |
| 香川県立武道館 略 | 香川県立屋島陸上競技場 高松市 |
| 香川県立武道館 略 | 香川県立武道館 略 |
| (指定管理者による管理) | (指定管理者による管理) |
| 第6条 スポーツ施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。 | 第6条 <u>香川県立体育館、香川県立三豊体育館、香川県立大川体育館、香川県立武道館又は香川県立総合水泳プール</u> （以下「体育館等」という。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。 |
| 2 略 | 2 教育委員会は、法人その他の団体であって、次に掲げる指定の基準に適合すると認められるものを、その申請により、議会の議決を経て、指定管理者として指定することができる。 |
| (1) スポーツ施設の平等な利用が確保されること。 | (1) 体育館等の平等な利用が確保されること。 |
| (2) スポーツ施設の管理に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）の内容が、スポーツ施設の効用を十分に発揮することができるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 | (2) 体育館等の管理に係る事業計画書（以下「事業計画書」という。）の内容が、体育館等の効用を十分に発揮することができるものであるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 |
| (3) 略 | (3) 略 |
| (4) その他スポーツ施設の設置の目的を効果的に達成するため教育委員会が必要と認める基準 | (4) その他体育館等の設置の目的を効果的に達成するため教育委員会が必要と認める基準 |
| 3 教育委員会は、スポーツ施設の特性に応じた管理の必要性その他の特別 | 3 教育委員会は、体育館等の特性に応じた管理の必要性その他の特別な事 |

な事情があると認めるときは、前項の申請をすることができる団体を、公共団体若しくは公共的団体又は県が資本金、基本金その他これらに準ずるものとの2分の1以上を出資している法人に限ることができる。

4・5 略

- 6 指定管理者は、教育委員会規則で定める管理の基準に従い、スポーツ施設の維持管理その他の教育委員会規則で定める業務を行うものとする。
- 7 スポーツ施設の管理を指定管理者に行わせることとした場合は、第3条の規定にかかわらず、当該スポーツ施設に職員を置かないことができる。
- 8 スポーツ施設の管理を指定管理者に行わせることとした場合における当該スポーツ施設に係る第4条の許可は、当該指定管理者がするものとする。この場合において、同条の規定の適用については、同条中「教育委員会の」とあるのは、「指定管理者の」とする。

(適用除外)

第11条 第7条の規定に基づき指定管理者に利用料金を收受させる場合においては、当該指定管理者が管理するスポーツ施設の利用については、第5条の規定は、適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
(香川県使用料、手数料条例の一部改正)
- 2 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 | | |
|--------------------------|--|----|----|
| (種別及び金額) 第2条 略 2 略 | (種別及び金額) 第2条 使用料及び手数料の種別及び金額は、別表第1のとおりとする。 2 略 | | |
| 別表第1（第2条関係） 第1表 使用料の部 | 別表第1（第2条関係） 第1表 使用料の部 | | |
| 種別 | 区分 | 単位 | 金額 |
| 1 略 | | | |

2 公の施設の使用料

(1)～(25) 略

2 公の施設の使用料

(1)～(25) 略

| | | | |
|--------------------------|---|--|------------------------------|
| (26) 香川県 立屋島陸上 競技場 | <u>競技場使用料</u> <u>専用使用の場合</u> <u>アマチュアスポ</u> <u>ーツの場合</u> <u>入場料を徴収</u> <u>する場合</u> <u>学校、競技</u> <u>協会、教育</u> <u>委員会その</u> <u>他教育関係</u> <u>団体（以下</u> <u>「学校等」</u> <u>という。）</u> <u>学校等以外</u> <u>のもの</u> | 午前 9 時から 午後 5 時まで | 入場料の最高 額の 100 倍に 相当する額 |
| | <u>入場料を徴収</u> <u>しない場合</u> <u>学校等</u> | 午前 9 時から 午後 1 時まで 午後 1 時から 午後 5 時まで 午前 9 時から 午後 5 時まで | 入場料の最高 額の 150 倍に 相当する額 |
| | | 午前 9 時から 午後 1 時まで 午後 1 時から 午後 5 時まで 午前 9 時から 午後 5 時まで | 4,320 円 |
| | | 午前 9 時から 午後 1 時まで 午後 1 時から 午後 5 時まで 午前 9 時から 午後 5 時まで | 4,320 円 |
| | | 午前 9 時から 午後 1 時まで 午後 1 時から 午後 5 時まで 午前 9 時から 午後 5 時まで | 7,770 円 |
| | <u>学校等以外</u> <u>のもの</u> | 午前 9 時から 午後 1 時まで 午後 1 時から 午後 5 時まで 午前 9 時から 午後 5 時まで | 10,800 円 |
| | | 午前 9 時から 午後 1 時まで 午後 1 時から 午後 5 時まで 午前 9 時から 午後 5 時まで | 10,800 円 |
| | | 午前 9 時から 午後 1 時まで 午後 1 時から 午後 5 時まで 午前 9 時から 午後 5 時まで | 19,440 円 |
| | <u>アマチュアスポ</u> <u>ーツ以外の場合</u> | | |

(26)～(35) 略

第2表 略

| | | | |
|--------------------------|---------------|--|---------------------------|
| <u>入場料を徴収する場合</u> | <u>午前9時から</u> | <u>午後5時まで</u> | <u>入場料の最高額の300倍に相当する額</u> |
| <u>入場料を徴収しない場合</u> | <u>午前9時から</u> | <u>午後1時まで</u> | <u>17,280円</u> |
| | <u>午後1時から</u> | <u>午後5時まで</u> | <u>17,280円</u> |
| | <u>午前9時から</u> | <u>午後5時まで</u> | <u>31,080円</u> |
| <u>補助競技場のみ使用の場合</u> | <u>午前9時から</u> | <u>午後5時まで</u> | <u>680円</u> |
| <u>専用使用でない場合</u> | <u>1時間当たり</u> | <u>別に教育委員会規則で定める額</u> | |
| <u>会議室使用料</u> | | | |
| <u>大会議室</u> | <u>1時間当たり</u> | <u>630円</u> | |
| <u>小会議室</u> | <u>1時間当たり</u> | <u>210円</u> | |
| <u>附属施設、附属設備及び器具の使用料</u> | | <u>別に教育委員会規則で定める額</u> | |
| | | <u>午前9時から午後5時までの間において利用時間を分割して利用する場合の使用料及び午前9時前又は午後5時後の時間において利用する場合その他教育委員会規則で定める場合の使用料並びに香川県教育委員会が行うスポーツ教室に参加する場合の使用料は、別に教育委員会規則で定める。</u> | |

(27)～(36) 略

第2表 略

(議会の議決に付すべき公の施設の長期かつ独占的な利用の許可に関する条例の一部改正)

- 3 議会の議決に付すべき公の施設の長期かつ独占的な利用の許可に関する条例（昭和39年香川県条例第28号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第11号の規定により、次 | 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第11号の規定により、次 |

に掲げる公の施設について10年を超える期間にわたる独占的な利用をさせようとするときは、議会の議決に付さなければならない。

(1)～(9) 略

(10)～(12) 略

に掲げる公の施設について10年を超える期間にわたる独占的な利用をさせようとするときは、議会の議決に付さなければならない。

(1)～(9) 略

(10) 香川県立屋島陸上競技場

(11)～(13) 略